

安全運転管理者等選任届出の手引き

静岡県警察本部交通企画課

1 安全運転管理者等を選任しなければならない事業所及び資格要件

令和3年3月

自動車の使用者は、(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く)及び貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業の営業者を除く)運転者に対する安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として、一定台数以上の自家用自動車の使用の本拠ごとに、一定の要件を備える者のうちから安全運転管理者等を選任して、15日以内に公安委員会(警察署経由)へ届出なければならない。

(道路交通法第74条の3、運転代行業法第19条)

	選任が必要な自動車の台数	選任に必要な資格要件	安全運転管理者等になれない人(欠格者)
安全運転管理者	○ 下記のいずれかに該当する事業所 1 乗車定員1人以上(通称マイクロバス)の自動車は1台以上 2 上記以外の自動車にあつては5台以上 ※ただし、自動二輪車は1台を0.5台として計算し、原付(50CC以下)は含まない。(規則第9条の8第1項、第3号) 3 運転代行業は営業所ごと	○ 年齢20歳(副安全運転管理者を置くべき事業所にあつては30歳)以上の者で下記いずれかに該当していること。 1 運転管理実務経験2年以上 2 公安委員会の行う教習終了者(運転管理実務経験1年以上) 3 公安委員会の認定を受けた者(規則第9条の9第1項第1号、第2号)	1 公安委員会の解任命命により解任され、その日から2年を経過していない者 2 次のいずれかの違反行為をした日から2年を経過していない者 ○ 酒気帯び運転、又はその下命、容認行為 ○ 酒酔い運転 // // ○ 酒酔い・酒気帯び運転に関し車両提供、酒類提供、運転要求等 ○ 麻薬等運転、又はその下命、容認行為 ○ 無免許運転 // // ○ 速度違反の下命、容認行為 ○ 過労運転(麻薬運転を除く)の下命、容認行為 ○ 大型自動車等無資格運転の下命、容認行為 ○ 酒気帯び運転の下命、容認行為(実効行為を伴う場合に限る) ○ 積載制限違反の下命、容認行為 ○ 交通事故の場合の救護措置義務違反(ひき逃げ) ○ 自動車の使用制限命令違反 ○ 放置駐車(行為)の下命、容認行為 ○ 妨害運転にかかる罪 (規則第9条の9第1項第2号、イ、ロ)
副安全運転管理者	○ 自動車の台数が20台以上の事業所は安全運転管理者の他に台数に応じた副安全運転管理者を選任しなければならない。 ・20台～39台 1人 (運転代行業は10台～19台) ・40台～59台 2人 (運転代行業は20台～29台) 以下20台増すごとに1人を加えた人数	○ 年齢20歳以上の者で下記のいずれかに該当していること。 1 運転管理実務経験1年以上 2 運転経験 3年以上 3 公安委員会の認定を受けた者 (規則第9条の9第2項第1号、第2号)	

2 安全運転管理者等選任届出に必要な書類(規則第9条の12、9条の13、県細則第17条)

安全運転管理者等選任届出に必要な書類		参 考 事 項
○ 安全運転管理者等選任届出書	1通	1 運行管理者を選任している事業所は、安全運転管理者の選任義務はありません。(道路運送法第23条、貨物自動車運送事業法第18条・・運行管理者の選任) 2 レンタカー業者の貸し自動車は選任対象の台数に含まない
○ 戸籍抄本、住民票の写し又は在留カードの写し	1通	
○ 履歴書	1通	◎ 届出書類(用紙)は、県警ホームページからダウンロード又は、警察署交通企画課窓口で入手できます。 ◎ 詳しくは、警察署交通(第一)課又は、警察本部交通企画課にお尋ね下さい。
○ 運転の管理に関する経歴書	1通	
・ 運転に関する経歴書(副安全運転管理者で管理経験がない場合) ・ 資格認定申請書(公安委員会の資格認定を受けようとする場合)		
○ 運転記録証明書(過去3年間の記録が証明されるもので、1ヶ月以内に発行されたもの)	1通	